



熊本県公報

号外 第 15 号
平成 25 年 4 月 1 日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始…………… (道路保全課) 1

告 示

熊本県告示号外第 373 号の 4

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 25 年 4 月 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 4 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字豊内字中園 117 番 1 地先から 同所 122 番 2 地先まで	145.7	一括道路

2 供用を開始する期日 平成 25 年 4 月 1 日